政　令

総合海洋政策本部令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十二号

総合海洋政策本部令の一部を改正する政令

内閣は、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

総合海洋政策本部令（平成十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「十人」を「十二人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十三号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行期日を定める政令九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十四号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令

内閣は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項及び第五項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定納付受託者等の要件）

第一条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること。

二　納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして主務省令で定める基準を満たしていること。

2　法第八条第五項の政令で定める者は、同項の規定により委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者とする。

（権限又は事務の委任の手続）

第二条　各省各庁の長は、法第十三条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける機関、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第四十七号

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十二日

総務大臣　金子　恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～96　略］	［2～96　同上］
97　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正	97　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正